

## 「第 65 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 11 月 25 日(木) 16 時 30 分  
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

### 【総務局理事】

それでは、ただ今より、第 65 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

いつものようにまず私の方から、状況と各局の対応につきまして、ご説明をいたします。

次、まず、主な国・地域ごとの発生状況になります。

世界全体で現在までに約 2 億 6,000 万の方が感染をされ、500 万を超える方が亡くなられているという状況にあります。

次、国内の発生状況です。

これまでに約 172 万人の方が感染をされ、1 万 8,000 名の方が亡くなっているという状況にあります。

次、都の発生状況になります。

陽性者数、これまで累計で 38 万 2,117 人の方になります。現在入院中の方が 72 人、亡くなられた方が累計では 3,164 人、トータルで退院等されている方が 37 万 8,793 人という状況にあります。

次、直近の国の動きです。

一番直近では 11 月 19 日、第 81 回新型コロナウイルス感染症の対策本部会議、これが持ち回りで開催をされ、その時に感染症対策の基本的対処方針が改定をされています。

その右側、都の状況ですが、10 月 21 日に第 64 回の対策本部会議を開催をいたしました。

次、直近の都の対応になります。

一番下のところ、「基本的対策徹底期間」における対応を、現在 11 月 30 日までというところで実施をしているところです。

次、続きまして各局の対応になります。

政策企画局の欄、10 月 22 日に 1 都 3 県で共同メッセージを発出いたしました。

また、10 月 25 日、九都県市でテレビ会議を実施をし、共同宣言を発出をしております。

次、生活文化局の欄です。

広報東京都 11 月号で、感染症に対する取り組みにつきまして掲載をいたしました。

また、東京都つながり創生財団と連携をいたしまして、都内外国人の方向けに、10 月 25 日からの基本的対策徹底期間について、「やさしい日本語」を含む 16 言語で、また接種券のない方への案内チラシ及び予約なしで接種可能な大規模接種会場の期間延長案内チラシを

「やさしい日本語」及び英語で発信をしております。

次、産業労働局の続きになります。

11月11日に、区部の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供、またテレワーク実施率の調査結果について公表いたしました。

11月15日に、営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金、9月1日から30日までの実施分の申請受付を開始をいたしました。

次、教育庁の欄です。

基本的対策徹底期間中におけます、都立学校での感染リスク低減のための対策の一層の徹底等を周知をいたしました。

また、インフルエンザの流行時期を迎えるに当たり、感染症の予防について注意喚起するとともに、新型コロナウイルスワクチンに関する知識や情報を周知をしております。

いずれも区市町村には同様の措置等を徹底するように、また予防等に関して周知をしているところです。

次、それではここで各局から発言をいただきます。

まず、都における今後のコロナ対策の基本的な考え方、その他の案件につきまして、総務局長からお願いいたします。

#### 【総務局長】

はい。私からは、「都における今後のコロナ対策の基本的な考え方」及び「基本的対策徹底期間における対応（案）」等につきまして、ご説明いたします。

先日、国のコロナ分科会から、医療逼迫状況に重点を置いた5つのレベル分類が提言されました。

これを受けて、国の基本的対処方針も見直されました。

都では、この国の新たな考え方も踏まえ、今後のコロナ対策を進めてまいります。

第1に、感染状況が落ち着いているこの機をとらえ、「第6波」への備えを着実に進めていくこと、

第2に、感染再拡大の兆候が見られる場合には、医療提供体制の拡充、都民・事業者への呼びかけ、要請等の感染防止対策の強化を、「先手先手」で実施していく、

第3に、社会経済活動の再生・回復に繋げていくためにも、万全な医療提供体制の整備と、基本的感染防止対策の徹底を図る、

こうした考え方のもと、都としてのレベル移行の目安や今後の対策の道筋を示してまいります。

レベルにつきましては、医療逼迫の状況を踏まえて、移行を判断いたします。

現在はレベル1です。

レベル2については、今後感染が再拡大し、「3週間後の病床使用率が、確保病床数(6,891

床)の約20%に到達」したときを、移行の目安といたします。

これまで指標としてまいりました7日間平均の新規陽性者数でいうと、500人程度となります。

新規陽性者数が700人程度となった時点を、都独自に「レベル2.5」といたしまして、先手を打って、病床確保に向けて、医療機関に要請してまいります。

レベル3につきましては、国において定められている基準が移行の目安でございます。

今後は、これまで毎日公表してきた「国のステージ判断のための指標」に変えて、レベル分類のための都の指標となる病床使用率、重症者用病床使用率等を毎日モニタリングし、公表してまいります。

医療提供体制については、レベルに応じて医療機関等に増床を要請してまいります。

特にレベル3に到達する前に、都独自に設定したレベル2.5の段階で、先手を打って6,891床の病床確保を要請するとともに、宿泊療養施設や酸素医療提供ステーション等の受入規模を拡大してまいります。

こうした医療提供体制の整備に合わせて、感染防止対策を進めてまいります。

まず、レベル1の段階ですが、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけながら、可能な限り社会経済活動を推進してまいります。

レベル2に移行した場合には、医療逼迫の状況を注視し、社会経済活動を継続するとともに、感染拡大の警戒を呼びかけてまいります。

レベル2.5となり、感染拡大傾向が継続し医療逼迫が懸念される場合は、先手を打って、都民事業者に強い呼びかけや要請等を行ってまいります。

レベル3では、都民・事業者への行動制限を実施し、社会経済活動を一定程度制限していくこととなります。

レベル4では、最も厳格な行動制限を実施し、早期に社会経済活動の再開を目指していくこととしております。

次に、個々の対策の考え方ですが、レベルごとに想定される飲食店、都立施設、都立学校の措置等の例については、表に示したとおりでございます。

各レベルの具体的な措置等については、感染状況等に応じて、専門家の意見も踏まえて決定してまいります。

イベントについては、国から、イベントの種類に応じた人数制限、収容率が示されており、都も同様の取扱いをしてまいります。

経済対策については、感染拡大防止のサポートや人流の抑制に役立つテレワーク、さらには資金繰り支援などの下支えを行うこととしております。

これらに加えて、レベル1、2では、観光産業の回復への支援や、再開した事業をスムーズに軌道に乗せる後押しを行ってまいります。

感染が拡大した場合は、協力金の支給や、経営相談のほか、国と連携した施策を実施し、事業の継続をサポートしていくこととなります。

以上が、各レベルで想定される措置等の例でございます。

それぞれの具体的な対策・要請内容については、感染状況の変化を踏まえ、専門家の意見も聞きながら、柔軟に決定してまいります。

次に、「基本的対策徹底期間における対応（案）」でございます。

都では、11月末までを「基本的対策徹底期間」と位置付けてまいりましたが、12月1日以降も、「レベル1」の間は引き続き「基本的対策徹底期間」として、感染拡大防止に取り組んでまいります。

対象となる区域は、都内全域、期間は、12月1日0時から、都が「レベル1」の状況にある間とし、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、都民及び事業者向けに協力依頼等を行うこととしております。

まず、都民向けの協力依頼です。

「三つの密」の回避等をはじめとした基本的な感染防止策を徹底することや、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などを控えることなどの協力を依頼してまいります。

次に、事業者向けの協力依頼等でございます。

飲食店等への要請でございますが、「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗につきまして、12月1日から来年1月16日までは、1グループ、同一テーブルへの入店案内を8人以内とするよう、協力を依頼することといたします。

9人以上とする場合には、「TOKYO ワクシオン」、または他の接種証明書等を活用することを推奨いたします。

また、認証基準を適切に遵守して営業するよう、協力を依頼してまいります。

一方で、点検済証の交付を受けていない、または掲示していない店舗につきましては、1グループ、同一テーブルへの入店案内を4人以内とすること、酒類提供・持込は11時から21時までの間とするよう、協力を依頼してまいります。

また、カラオケ設備を提供している店舗について、利用者の密を避けるこまめな換気を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう、協力を依頼してまいります。

その他の施設への協力依頼等ですが、イベントを実施する場合、規模要件等に沿った施設の使用を要請するとともに、長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう、協力を依頼してまいります。

また、学校、大学等について、基本的な感染防止策の実施、発熱等の症状がある学生等が、登校や活動参加を控えるよう周知することなどの協力を依頼いたします。

イベントの開催制限については、イベント主催者等に対して、表に記載のとおり、規模要件等に沿ったイベントの開催を要請いたします。

なお、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超の大声なしのイベントにおいて、「感染防止安全計画」を策定した場合、収容定員までのイベントの開催が可能となります。

また、業種別ガイドラインの遵守を要請いたします。

最後に、職場への出勤等でございます。

テレワーク等の推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう、協力を依頼してまいります。

なお、本日開催いたしました感染症対策審議会において、「都のレベル移行の日安」等、及び「基本的対策徹底期間における対応（案）」について、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

説明は以上です。

#### 【総務局理事】

ありがとうございました。

次に、総合的な保健・医療提供体制の構築、その他の案件につきまして、福祉保健局長からお願いいたします。

#### 【福祉保健局長】

はい。

私からは、第6波に向けた医療提供体制等についてご報告いたします。

まず、総合的な保健・医療提供体制の構築についてでございます。

都内の医療機関にさらなるご協力をいただきまして、これまでの最大確保病床数から240床を増やしまして、6,891床を確保いたします。

また、宿泊療養施設については、施設使用率の向上や、さらなる施設を確保いたしまして、31施設、約7,900室の受入可能な居室を確保いたします。

さらに、食事を配送するなど自宅療養者を支援するフォローアップセンターの人員体制を強化するとともに、従来から倍増となります約21万台のパルスオキシメーターを確保し、自宅でも安心して療養できる体制を整えます。

次に、臨時の医療施設、保健所のデジタル化についてでございます。

医療提供体制の強化の一つとして、旧赤羽中央総合病院の施設を活用して、容態に応じ1週間程度の滞在も可能とするほか、人工透析が必要な方にも対応可能な高機能型の酸素・医療提供ステーションを新たに整備いたします。

今後、感染再拡大の兆候が現れた場合に受入れを開始し、最大で150床、このうち人工透析用10床を確保いたします。

保健所の業務逼迫の改善を目的としたデジタル化では、ウェアラブル端末による健康観察を試行いたします。今後、その状況を踏まえまして、本格導入に向けて検討して参ります。

次に、PCR検査等の無料化についてでございます。

健康上の理由等でワクチン接種ができない方が、「ワクチン・検査パッケージ」等を利用するための検査を、また、感染が拡大傾向にあるときに不安を感じる無症状者が、特措法に

基づいて検査を受けた場合は無料化いたします。

12月下旬以降の実施に向けて、体制を整備していきます。

最後に、ワクチンの追加接種についてでございますが、各区市町村は、今月下旬から接種券を順次発送して、12月1日以降、医療従事者から接種を開始いたします。

都では、12月中旬から、都庁北展望室等2か所の大規模接種会場をまず設置いたしまして、医療従事者や東京消防庁の救急隊員等を対象に接種を開始いたします。

今後、職域接種の状況ですとか、国のワクチン供給計画等を踏まえまして、6か所程度に会場を拡大していきます。

私からは以上です。

#### 【総務局理事】

ありがとうございました。

次に、経済活性化等に向けた取組につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

#### 【産業労働局長】

私からは、経済活性化に向けた取組について報告させていただきます。

コロナの影響を受けた経済を回復するための活性化策を、効果的に実施していきたいと考えております。

具体的には、感染拡大防止のためのガイドラインに沿った取組のサポートや、テレワークの定着に向けた支援を行うほか、資金繰りの下支えなどについて、これらは感染状況に関わらず、着実に進めてまいります。

また、原油高に事業者が対応できるよう、専門家を派遣して相談を行うとともに、経営の影響を抑える支援も行ってまいります。

次に、経済活動の再開に向けた取組では、観光産業の回復に向け、感染状況を見極めつつ、国の「Go To Travel」に合わせて旅行助成を行います。

また、飲食事業者等の経営基盤の強化を図るほか、Eコマースにより新たな販路を開拓できるよう支援を行います。

さらに、短期間で人手不足を解消できる後押しも進めてまいります。

加えまして、国から給付金を受けた事業者が新たな取引先を見いだす取組をサポートするなど、都独自の対応も行ってまいります。

これらの取組を総合的に推し進め、経済の活性化につなげていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

### 【総務局理事】

ありがとうございました。

この場でご発言のある局等につきましては以上と伺っていますが、これ以外にこの場でご発言のある方、Web参加の方も含めいらっしゃいますか。

よろしければ、会議のまとめといたしまして、本部長からご発言をお願いいたします。

### 【都知事】

はい。

今日行われましたモニタリング会議で、感染状況が警戒レベルの一番下の緑、医療提供体制については先週から一段階下がりました、一番低位の緑となりました。

これまでのワクチン接種や基本的な感染防止対策へのご協力によって、感染は確実に抑えられているというところです。

先般、国のコロナ分科会から、医療逼迫状況に重点を置いた5つのレベル分類が提言されて、これを受けて、国の基本的対処方針も見直されたところです。

都におきましては、国の新たな考え方も踏まえて、都としてのレベル移行の目安、そして今後の対策の道筋を示すことといたしました。

現在はレベル1であります。

これまで都では、11月末までを「基本的対策徹底期間」と位置付けてまいったわけですが、12月1日以降も、レベル1の間は引き続き「基本的対策徹底期間」といたしまして、感染の拡大防止に取り組んでまいります。

今後の対策の道筋や、12月1日以降の対応などにつきましては、たった今、関係局長から報告があったとおりでございます。

医療提供体制の確保、そして経済を再生・回復の軌道に乗せる取組に加えまして、原油価格高騰に対する事業者支援、さらには、脱炭素化の促進を図る、そのために補正予算として取りまとめをいたしました。

規模であります。補正予算の規模は1,047億円、今月末から開会いたします第4回都議会定例会に提案をいたします。

取組の柱であります。まず第1に、医療提供体制の確保と感染収束に向けた取組に443億円を計上。

年末年始、そして今後感染の再拡大が発生した場合にも対応可能な医療体制を確保するために、検査体制や宿泊・自宅療養体制を強化をいたしてまいります。

また、大規模接種会場におけます3回目の追加接種に必要な経費を計上いたします。

次に、東京の経済を再生・回復の軌道に乗せるための取組でございまして、こちらは543億円の計上であります。

ワクチン・検査パッケージなどを活用いたしました検査の無料化や、「GoToトラベル」

と合わせた旅行助成に、必要な予算も確保いたしております。

3つ目の柱が、都民生活の支援でありまして、4億円の計上となります。

仕事や住居に不安を抱える女性の方々などが孤立しないように、相談体制の強化や、一時的な宿泊場所の提供を実施するなど、支援の充実を図ってまいります。

最後、原油価格対策でありまして、こちらが58億円。

昨今の原油価格の高騰に対しまして中小企業の資金繰り支援の一部を充実するなど、緊急の支援を行うものであります。

また、今回の原油高を脱炭素化の契機としてとらえて、取組を強化をしてまいります。

具体的には、環境性能の高いタクシーの導入支援であるとか、「東京ゼロエミ住宅」に対する補助などの拡充となります。

この補正予算に掲げました取組などを通じて、喫緊の課題に対して有効な対策を講じてまいりたいと考えております。

この後、都民の皆様、事業者の皆様に対しまして、改めて呼びかけを行ってまいります。

各局などにおかれましては、感染、そして医療提供体制の状況が落ち着いている今、万全の体制整備を推進しつつ、感染の拡大を抑え込んでいくように、全庁一丸となって対策に取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

頑張りましょう。

#### 【総務局理事】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第65回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。